

重 要



経営者の方へのお知らせ・・・

西宮労働基準協会は、平成 22 年 4 月 1 日より、

労働保険事務組合を開設します！！

※「労働保険事務組合」とは・・・

労働保険（労災・雇用）に関する事務について、中小企業の事業主の方に代わって手続を行う団体として厚生労働大臣による認可を受けたものをいい、平成 21 年 3 月末時点で、全国の労働保険適用事業の 44.7%の事業主が加入しています。

Q. 事務組合に加入するメリットは？

A. 社長さんが国の労災保険に加入できるようになります！

通常、労災保険は従業員のための制度であって、事業主の方は加入することができません。しかし、「労災特別加入」といって、事業主の方を対象として、業務災害・通勤災害に対して国から労災の補償を受けられる制度があります。労災に特別加入するためには、労働保険事務組合への加入が必須。是非この機会に加入をご検討下さい！！

民間の保険に加入していれば十分では？



下の表で比較して下さい。労災は、安い保険料で、補償内容の充実度はダントツ！



	掛金（年額）	疾病負傷補償	死亡・高度障害
F 社	18,000 円	2,500 円／日	1,000 万円（一時金）
A 生保 ※1	3,100,000 円	なし	100,000,000 円（一時金）
労災保険※2	21,900 円	16,000 円／日 ※さらに、医療費の自己負担ナシ!!	1 級障害：626 万円（年金） 死 亡：490 万円（年金）※3

※1 契約時年齢 50 歳・保険料払い込み期間 50 年、保険金 1 億円の場合

※2 給付基礎日額 20,000 円・事業適用労災保険料率 0.3%の場合

※3 障害等級 1 級、死亡当時生計を同じくしていた遺族が 4 人の場合

しかも年金だから安心!!

Q. 加入した場合にかかる費用は？

A. 労災の特別加入保険料のほか、入会金・会費（年払い）をご負担頂きます。わずかな負担で大きな安心を手に入れることが可能です

☆早期入会特典☆今なら入会金全額免除！！※平成 21 年 12 月までに入会の場合



	入会金（通常）	早期入会特典（※）	月会費（年払い）
会員企業	12,000 円	入会金 0 円	1,000 円／月
非会員企業	24,000 円		3,000 円／月

※ その他、事務組合に加入されますと、こんなメリットがあります！！



① 労働保険料の額にかかわらず、年3回の分割払いができます

本来、労働保険料額が40万円以上の場合にのみ認められる分割払いが、事務組合への加入によって40万円未満であっても可能になります。

② 労働保険事務処理負担の軽減が可能！！

事務組合に加入すれば、指定の書式で賃金報告をして頂くだけで、面倒な労働保険料の算定はすべて事務組合が代行します。その他、従業員の入退職に伴う雇用保険の資格取得や喪失手続、離職票発行まで、労働保険に伴う煩雑な事務手続きを委託できます。

(注) ご確認下さい！！

労働保険事務組合は、下表の業種区分による人数以下の従業員を常時使用する中小事業主のみが加入できる制度です。従って、この人数を超える従業員を雇用されている場合、事務組合にはご加入頂けませんのでご注意下さい。

※加入可能規模

業種区分	常時使用労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
製造業等、上記以外の業種	300人以下

※労働保険事務組合ご加入のお申し込みや詳細につきましては、下記までご連絡下さい。



お気軽にお問い合わせ下さい☆

〒662-0911 西宮市池田町4-28 森川ビル2階

西宮労働基準協会 労働保険事務組合設立準備室

TEL/0798 (33) 4939

FAX/0798 (33) 2298

F A X (0798-33-2298)

※ 下記の必要事項にご記入のうえ、送信して下さい

貴社名		所在地	〒 -
業種			Tel/ ()
規模	常時 人		Mail/ @
お問い合わせ内容			
<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務組合に加入したいので、申し込み用紙を送ってほしい 労働保険事務組合や特別加入制度について詳細を聞きたい <p style="text-align: center;">(ご希望の説明方法: 訪問 電話 メール)</p>			
☆ いずれかに○を付けてFAXして下さい。折り返し担当者よりご連絡申し上げます。			